聖書

聖書は、創造者なる神の「知恵、知識、真理の宝庫」
「直ぐな心で（ヨシェル）」、聖書に向かう者は多くの宝を見つけ、何よりも神に出会う
詩篇119：7、エペソ人6：5**「*真心から*」**、マタイ13：44－46
しかし、深く知ること「知識」をどれほど積んでも、信じ委ねる「信仰」には至らない

→2ダイナミックな多角的、立体構造：
神の視点、人類史に先立って配備された摂理、歴史、物事の背後に神意［偶然はない］
→3古代ヘブル（イスラエル）史を通して記された正確な人間史：
過去（史実）を学び、現在を見分け、未来を見通す洞察力習得のテキスト
→8ひな型、予型：預言的に前もって示される、未来のある出来事、本物の写し、影

使徒パウロの宣教　　その18

『コリント人への手紙第一』
11章

1）2－6節

☆対象はコリントの多文化的社会

伝統堅持に対するパウロの賛辞
☆伝統の根拠
①パウロがコリントにいる間に教えたこと
②以前に手紙で教えたこと
☆まずほめた上で、パウロ、本題に移る

コリントの教会の問題
☆明確な指針が必要であった課題は「かしらの原則」
☆神の創造の秩序は、神→キリスト→人（男→女）の構成順
☆パウロ、この神学的原則を**「*かぶり物*」**を例に説き明かし

かしら
☆使用ギリシャ語に①「権威」、②「源」の両意
☆パウロ、①3－6節では、「権威」への服従に言及、②7－12節では、「源」に言及
☆パウロ、権威の出所を強調、人は神の創造の秩序に従うべき
☆初代教会の時代、女が**「*かぶり物*」**をかぶって、男女の違いを明確にすることによって
権威への服従を示すことは社会的な慣わし
☆男は**「*かぶり物*」**を着けないのが慣わし
☆女が公の場で頭かぶり、「おおい」をはずすことは、
夫への服従を放棄、創造の秩序に反抗する、反逆の一形態
☆髪を乱すことは、姦淫を犯した女に対する屈辱として強いられた
→民数記5：18

教会での女の発言に対するパウロの見解
①女は**「*頭にかぶり物を着けていたら*」**、聖霊に促されて、祈りや預言を語ってもよい
②創造の秩序に従って、女が男に権威をかざすのでないかぎり、
公同の場での発言も許されている

2）7－12節

☆人は神を代表する被造物、神の「栄光」の現れ

パウロの見解　　7－9節
☆男には神ご自身の栄光が反映されている
☆かぶり物は、神の栄光、似姿の反映を覆ってしまう
☆女は男に栄光をもたらし、完成させる役割りを担うことで「***男の栄光の現れ***」となる

：10「***…女は頭に権威のしるしをかぶるべきです***」：
　✶女は自分が権威の下に置かれていることを明確にするために、当時の慣習にならって、
　　頭にかぶり物を着けるべきである
　　「***それも御使いたちのためにです***」：
　✶地上においても、天界（神）の秩序が保たれていることを御使いも見て、喜ぶため
　✶二つの問題が解決される必要
　　①「権威」の意味
　　②「御使いのため」の意味

権威
☆「女」自身の自由と権威に言及
☆「かしら」である男の前で祈ったり、預言したりする自由、権威を行使するために、
　女は権威のしるしをかぶるべき
☆時代的、文化的、社会的要因によって、「***権威のしるし***」は異なる

御使いのため
☆少なくとも五通りあるうち、最も妥当な見解は
　✯御使いも礼拝の場に参列しているので、女は、相応しい振る舞いをすべき

神の摂理　　11－　12節
①女は機能、役割上、男の権威に服従すべき存在
②男女はともに神によって造られ、平等
③ともに相手を必要とし、支え合う関係
④ともに神に依存

『かしらの原則』
①神→キリスト→人（男→女）の順
②「創造の秩序」（男から女が造られた）
☆①、②、両原則から、公同の礼拝では、
　女は自分が置かれている権威を明白にする「しるし」を身に着けるべき

3）13－16節

☆文化的、社会的背景を考慮した相応しい礼節、たしなみの勧め
　✯パウロの時代、ユダヤ人、ギリシャ人、ローマ人を問わず、男は短髪が文明社会の通念
　　→使徒の働き18：18、21：24

かぶり物
☆15節で使用のギリシャ語、5節の「***かぶり物***」とは異なる
　☆パウロ、「***かぶり物***」（5節）に取って代わるものとして「***長い髪***」を挙げたのではない
　☆女の長髪は自然界が恵んだ、女に相応しいかぶり物
　➪このように、自然自体（肉の領域）が女にかぶり物として髪を与えているように、
　　霊の領域においても女は「かぶり物」が必要

パウロの論点
☆創造の秩序に逸脱するような「しるし」、特異な言動、身なりを取り除きなさい

4）17－34節

☆信徒に裁くことが委ねられている最初の領域は、「自分を裁くこと」
☆裁きの基準は、神の言葉とキリストの教え
☆警告：主の晩餐にあずかる前に、自分自身を吟味しなさい！
☆選択は信徒、個々人にある
　☆自分で自分の状態を知り、姿勢を正して神の御前に出る
　☆自分の状態を吟味しないで御前に出るなら、神の裁きが下って初めて
　　悔い改めを迫られることになる

：18「***まず第一に、あなたがたが<u>教会の集まり</u>をするとき…***」（下線付加）：
　✶礼拝は、一般に個々人の家で行われた
　✶これらの集まりで、信徒たち、パウロの書簡やヘブル語（旧約）聖書を回し読みした
　　➡コロサイ人4：16

主の晩餐　　20－23節
☆最も初期の記録
☆「愛餐会」、集う者たちの差別的、不快な事例へと急速に堕落
☆古代都市コリントの発掘で、二十～三十人は収容できるダイニングルーム発見
☆食事に最初に来る人々は主催者の友人で、最高の食事を楽しんだ
☆金持ちは貧しい者をはずかしめ、キリストのからだ、教会を見くびった
☆パウロ、主の晩餐のメッセージを明確に「主から受けた！」と、主張

：24「***…『<u>これ</u>はあなたがたのための、わたしのからだです…***」（下線付加）：
「これ」とは何か？
☆使用ギリシャ語は男性名詞ではなく、中性名詞

1．全質変化
☆ローマカトリック教会の教義：物質のパンとぶどう酒、キリストの身体と血に変化すると解釈
☆十二世紀に現れたこの見解、十三～十五世紀の神学者たちがトリエント公会議で成文化
2．（両体）共存説
☆キリストの身体と血の本質、聖められたパンとぶどう酒の本質に実質上共存していると解釈
➪ローマ人5：7－8は1．2．に対する預言的反証
　☆キリスト、この聖餐を創始されたとき、まだこの世の身体で地上に存在

3．覚え
☆永久の甦りの身体にあずかる完成の日まで、主の再臨を忍耐強く待ち望む聖餐にあずかること

：25「*…<u>この杯</u>は、わたしの血による新しい契約です…これを行いなさい…*」（下線付加）：
✶三番目の杯、血によって結ばれた「新約」を象徴

パンとぶどう酒のひな型
①メルキゼデク
②エジプトの牢獄でヨセフ、パロの二人の廷臣の夢を解釈
③主の晩餐の「四番目」の杯は、地上に完結する天の御国を象徴

：26「*ですから、あなたがたは、このパンを食べ、この杯を飲むたびに、主が来られるまで、主の死を告げ知らせるのです*」：
✶主の晩餐は、十字架を振り返るだけでなく、十字架の先をも望み見る覚え
✶キリストが留守の間だけの記念
✶この晩餐、「小羊の結婚の晩餐」に取って代わられる
：27「*したがって、もし、ふさわしくないままでパンを食べ、主の杯を飲む者があれば…*」：
✶主の聖餐は単なる儀式ではない
✶自らを吟味して主の御前に出、献身すべき祝賀である
：29「*みからだをわきまえないで、飲み食いするならば…自分をさばくことになります*」：
✶信徒の三通りの道
1. 自分を自ら裁き、神の裁きに立たされない
2. 自分を裁かなかったので、神の裁きに立たされるが、悔い改めて、軌道修正される
3. 自分を裁かなかったので、神の裁きに立たされるが、悔い改めなかったので未信者と同じように裁かれる

「主の晩餐」に関して銘記すべきこと

1. 神の御命令
☆主の晩餐に、キリストの死を覚え、祝うために、神の民を集める
2. 恵みの特権
☆聖餐は主の食卓
☆イエス・キリストが主催者
☆聖餐はキリストの民のため、信徒だけに適用
3. 覚え
☆私たちの救いのためにキリストが払われた永遠の代価
☆私たちを救うのは、キリストの忠誠、真実
4. 分かつべき証し
☆信徒はすべて、キリストの契約の誓約者
☆モーセによる最初の契約には動物の血が振りかけられた
☆新しい契約のためにキリストの血が注がれた
5. 告白
☆不完全な人に必要な覚え
☆キリストの死はすべての「人の義」の死
☆自分がいかにふさわしくないかの宣言
6. 信仰の行為
☆主の再臨を待ち望み、歩む
7. 厳粛な警告
→27節以降